

平成28(2016)年度 法学研究科博士課程前期2年の課程 入学試験問題(一般選抜)

(科目名)	憲法
第1問	
(1)	公職選挙法による戸別訪問の禁止(公職選挙法138条1項)の合憲性について、最高裁はどのように考えているかを説明しなさい。
(2)	(1)で述べたことを踏まえて、あなた自身の見解を述べなさい。
	公職選挙法138条1項
	何人も、選挙に関し、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって戸別訪問をすることができない。

平成28(2016)年度 法学研究科博士課程前期2年の課程 入学試験問題(一般選抜)

(科目名) 憲法

第2問

国際法と国内法との関係について、両者が単一の法体系に属するとするいわゆる一元説の立場を前提とした上で、以下の問いに答えよ。

1. 条約と憲法の効力の上下関係が日本国憲法の解釈上どう解されるかについて論ぜよ。
2. 条約と法律の効力の上下関係が日本国憲法の解釈上どう解されるかについて論ぜよ。
3. 条約が裁判所による違憲審査の対象となるかについて、判例にも言及しつつ論ぜよ。

平成28(2016)年度 法学研究科博士課程前期2年の課程 入学試験問題(一般選抜)

(科目名) 憲法

第2問

国際法と国内法との関係について、両者が単一の法体系に属するとするいわゆる一元説の立場を前提とした上で、以下の問いに答えよ。

1. 条約と憲法の効力の上下関係が日本国憲法の解釈上どう解されるかについて論ぜよ。
2. 条約と法律の効力の上下関係が日本国憲法の解釈上どう解されるかについて論ぜよ。
3. 条約が裁判所による違憲審査の対象となるかについて、判例にも言及しつつ論ぜよ。